

2023年10月4日

当会の保安講習会受講者の皆様へ

10/1 インボイス制度施行に伴う保安講習会受講申請書等について

一般社団法人日本鉄道施設協会
東京事務所

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、格別のお引き立てを賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、10月1日より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されます。当会は、適格請求書発行事業者の登録（登録番号 T8010505001955）を受けております。

現在、保安講習会受講料は、前払いでいただく場合と後払いでいただく場合がございますが、今回のインボイス制度施行にあたり、今後は以下のように対応いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【インボイス制度施行後のお取り扱い】

1. 受講料を前払いされる場合のお取り扱い

(1) JR東日本(軌道5社除く)の講習を受講される皆様

- ① 受講申請書にア.登録番号、イ.受講料（税込み）と消費税額を記入する欄を追加記載しましたので、お手数ではございますが、**手書きでご記入**していただき、ご送付をお願いいたします。
- ② 受講料と消費税額はホームページ内の「**保安講習会受講料一覧（JR東日本）**」を参考にご記入ください。
- ③ 受講者が複数人の場合、消費税額は受講料（税込み）の合計金額に対して10/110を乗じて得た金額に対して端数処理を行った額になります。**個々に計算した消費税額の合計ではありません。**
- ④ 弊会では皆様の受講申請書類等が送付後、一定期間内（概ね1ヶ月）に受講料のお支払い状況を確認し、必要な場合は皆様にご連絡をいたします。なお、弊会から連絡がない場合は双方で前払い金額の確認済みとして、お取扱いいたします。

(2) 民鉄（西武、東急、つくばEX）の講習を受講される皆様

- ① 受講申請書にア.登録番号、イ.消費税率・税額の欄を追加記載いたします。
- ② 上記(1). ④に同じ

(3) 民鉄（小田急）の講習を受講される皆様

- ① 新システムが使用開始する来年4月までは、従来の受講申請書を使用いたします。
- ② それまでの間、皆様からのご要望に応じて適格請求書（領収書）を発行いたします。

(4) その他

弊会では、前払いをされた皆様への領収の確認は第1(1)④項記載の取り扱いにより行い、領収書の発行に代えさせていただきます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

2. 受講料を後払いされる場合のお取り扱い

弊会からの請求書に、ア.登録番号、イ.消費税率・税額を追加記載いたしましたので、今後はこちらの書類をお取り扱いください。

敬具